ちばの木のおもちゃ貸出規則

令和６年４月１日

（一社）千葉県木材振興協会

「ちばの木のおもちゃ（以下、「遊具」という）」の貸し出す場合の取扱いについては、　　　千葉県が定めた「ちばの木のおもちゃ貸出要領　令和３年１２月７日付け森第１７８２号（以下貸出要領という）」のほか、この規則の定めによります。

１　借受け申請

（１）遊具の借受けを希望する者は借受申請書（第１号様式）に必要な資料を添付し、遊具使用日（以下、イベント日という）の原則７日前（土・日、祝日、年末年始、お盆を除く）までに、一般社団法人　千葉県木材振興協会（以下、貸出事務局という）に郵送またはFAX、メールで送付願います。

　　　なお、申請書の受付・審査は書類の到着順で行います。

　　　　郵送　　 　　〒283-0823　東金市山田８００　（一社）千葉県木材振興協会

　　　　FAX　　　　　 0475-53-2000

メール　　　 mokusinkyo@gmail.com

２　使用承諾

（１）貸出事務局は、申請書の内容について貸出要領第３条２項により審査し、使用を承諾する場合は、使用承諾書（第２号様式）を申請者に通知します。

その際、貸出日・返却日については、事前に貸出期間内で調整させていただきます。

（２）事務局が使用承諾の際に付す条件は次のとおりです。

①　遊具の使用による事故の補償（第３者を含む）、また、遊具の使用不可能な汚損や紛失に備え、イベント保険加入等必要な措置をとること。

②　その他必要と認める事項。

３　貸出・返却

（１）貸出期間は、原則としてイベント日の３日前からイベント終了後３日以内です。

　　　 ただし、土・日、祝日、年末年始、お盆は貸出期間から除きます。

（２）貸出及び返却は、必ず貸出期間中に行ってください。

（３）貸出、返却の場所、時間は次のとおりです。

場所：千葉県木材振興協会（東金市山田８００）

時間：午前９時から午後４時３０分まで（土・日、祝日、年末年始、お盆を除く）

（４）貸出、返却際の遊具の確認については、事務局立会のもと「ちばの木のおもち

ゃ貸出返却確認リスト（以下、確認リストという）」（リスト様式３）により行い、写しを借受者に交付します。

また、返却時の遊具の原状回復等の指示については、事務局が確認リストに記載しますので借受者は確認のうえ署名をお願いします。

（５）貸出、返却に不測の事態が生じた時は、事務局（TEL0475-53-2611）に連絡して

ください。

４　貸出方法、貸出期間の例外の取扱い

（１）貸出要領第４条３の規定の「ちばの木おもちゃ借受者（甲・乙）受渡書（以下、受渡書という）」による貸出において、開催が近い２種のイベントとは、イベントが終了した借受者（甲）の貸出期間終了日から次のイベントの借受者（乙）の貸出期間開始日の間隔が原則７日以内に開催するイベントを対象とします。

また、遊具の管理上、受渡書による借受けた遊具については、貸出要領第４条３の規定は適用しませんので事務局に返却願います。

（２）受渡書（以下、受渡書という）」による貸出しを希望する場合は、事前に事務局へ相談願います。また、その際、遊具の使用不可能な汚損や紛失を発見した場合は、直ちに事務局に連絡し指示を受けてください。

（３）貸出要領第５条１の規定による同一のイベントとは、原則、主催者及びイベント名・内容が同一のものであり１０日以内に開催されるイベントとします。

（参考）ちばの木おもちゃ貸出要領（県要領）

第４条３

　開催が近い２種のイベントについて、イベントの終了した借受者（以下「借受者・甲という。）が

事務局へ返却せずに、直接別の借受者（以下「借受者・乙」という。）へ直接遊具の受渡しを希望す

る場合、ちばの木のおもちゃ借受者（甲・乙）受渡書（別記４号様式）を事務局に提出しなければな

らない。

第５条１

　貸出期間は、原則としてイベント日の３日前からイベント終了後３日以内とする。ただし、同一の

イベントが１週間空けて行われる場合、他の申請がなければ返却せず継続してイベントに使用する

ことを認める。